

公益社団法人日本皮膚科学会 定款

(制定：平成 24 年 6 月 1 日)

(改正：平成 30 年 6 月 1 日)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本皮膚科学会（以下「本会」という。）と称する。
英文名は The Japanese Dermatological Association と表示する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支部)

第 3 条 本会に、東部、東京、中部及び西部の 4 支部を置く。
2 前項の支部の詳細については、定款施行細則に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は、皮膚科学とその応用に関する研究、教育及び医療の推進を図るとともに、内外の関連団体との連携を促進することにより、皮膚科学の進歩普及を図り、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会、講習会、その他の研究集会の開催
- (2) 本会誌その他の刊行物の発行
- (3) 内外の関連する団体との連携
- (4) 皮膚科学に関する調査研究及び治療ガイドライン等の作成
- (5) 皮膚科専門医の認定及び皮膚科医研修施設の指定
- (6) 皮膚科学に関する教育、研究の奨励及び業績の表彰
- (7) 皮膚科学に関する国際的な研究協力の推進
- (8) 皮膚科学に関する情報の公開
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うことができる。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 皮膚科学に関して学識を有する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する個人又は団体

(名誉会員、功労会員)

第7条 本会は、次の名誉会員及び功労会員を置く。

- (1) 名誉会員 皮膚科学に関する学術研究に特に顕著な功績のある者
 - (2) 功労会員 本会の事業の振興と発展に特に顕著な功労のある者
- 2 前項の名誉会員及び功労会員は、社員総会の議決をもってこれを推薦する。
- 3 名誉会員及び功労会員の詳細については別に定める。

(入会)

第8条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより、理事及び代議員の中から2名の推薦を受け、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員及び功労会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

- 第9条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 会費は別に定めるところにより免除することができる。
 - 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意の退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の議決を経て、これを除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を継続して2年以上履行しなかったとき
- (2) 会員が死亡、又は解散したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 総代議員が同意したとき

第4章 代議員

(定義)

第13条 本会は、概ね正会員40名の中から1名の割合をもって選出される250名以上300名以下の代議員を置く。端数の取扱いについては理事会で定める。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された社員とする。

(代議員の選出)

第14条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員（以下「補欠代議員」という。）を選出することができる。代議員・補欠代議員の選出方法は別に定める。

2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

3 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく選挙権、被選挙権を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

4 補欠代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠代議員であること。
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の代議員を選任するときは、当該補欠代議員相互間の優先順位

5 前項の補欠代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員選挙終了の時までとする。

6 第1項の代議員選挙は、2年に1度、12月までに実施しなければならない。

(代議員の任期等)

第15条 代議員の任期は、その選出後2年以内に行われる代議員選挙によって後任者が選出される時までとし、補欠代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、代議員が次の各号に掲げる訴えを提起した場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

- (1) 法人法第266条第1項の規定に基づく第26条の社員総会の決議の取消の訴え
- (2) 法人法第268条の規定に基づく解散の訴え
- (3) 法人法第278条の規定に基づく責任追及の訴え
- (4) 法人法第284条の規定に基づく役員解任の訴え

3 前項の規定により本会の社員の資格を失わないものとされた代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての、議決権は有しないこととする。

(正会員による権利の行使等)

第16条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に規定する権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項に規定する権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に規定する権利（社員の代理権証明書面閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項に規定する権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項に規定する権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項に規定する権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項に規定する権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、同第250条第3項及び同第256条第3項に規定する権利（合併契約等の閲覧等）

(代議員の解任)

第17条 代議員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決によって、これを解任することができる。この場合、社員総会で議決する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

第5章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分または担保の設定
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 社員総会は定時社員総会と臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求できる。
- 3 正会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(通知)

第22条 社員総会の招集は、14日以前に、次の事項を記載した書面をもって通知する。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 目的たる事項
 - (3) 代議員は書面によって議決権を行使することができること
 - (4) 代議員は電磁的方法によって議決権を行使することができること
 - (5) その他法令で定める事項
- 2 第21条第2項に基づく社員総会招集の通知の発出は、当該請求のあった日から6週間以内を社員総会の日とする。
 - 3 理事長は、書面による招集通知の発出に代えて、代議員の承諾を得て、電磁的方法

により通知を発することができる。

4 社員総会で議決した事項は、会員に開示する。

(議長)

第23条 社員総会に議長1名を置き、社員総会の都度、出席代議員の互選により定める。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(議題の提案権)

第25条 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の請求は、社員総会の6週間前までに行わなければならない。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

第27条 代議員は、議決権行使に必要な事項を記載し、社員総会招集通知に記載された期間内に、本会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

2 代議員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供し、議決権の行使ができる。この場合、電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第28条 社員総会の議事録は、法令で定めるところにより、議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第29条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上17名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち、副理事長1名を含む5名以内の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、再任を妨げない。

2 前項の選任についての詳細は、別に定める。

3 理事会は、理事の中から理事長1名を選定する。また、前条4項に基づき、業務執行理事を置く場合には、副理事長を含む業務執行理事5名以内を選定する。

4 理事長が欠けたときは、第40条第2項の規定に従って理事会を開催し理事長を決定する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の中の親族等の数)

第31条 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、本会の総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、及び理事長が欠けたときは、その業務にかかわる職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、会務を分担執行する。

5 理事長及び業務執行理事は、3カ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告することができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第36条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等として支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の支給の基準によるものとする。

(役員賠償責任)

第37条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第7章 理事会

(構成)

第38条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社員総会に提出すべき議案の決定
- (4) 本会の業務執行の決定

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。議長は理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。議長は副理事長がこれに当たる。

(開催)

第41条 理事会は、事業年度毎に少なくとも3カ月に1回以上開催する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず法人法第96条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 学術大会

(学術大会)

第44条 本会は、皮膚科学の進歩・発展を目的として、毎年1回定時社員総会に際して学術大会を開催する。学術大会については定款施行細則に定める。

- 2 第3条第1項に定める各支部は、それぞれ毎年1回支部学術大会を開催する。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 理事会は、業務を円滑に処理するために、必要に応じて各種委員会を設置することができる。委員会については定款施行細則に定める。

第10章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を、基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び各支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、またその写しを各支部に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び各支部に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行される毎日新聞に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局及び職員)

第56条 本会の会務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 職員は有給とする。

第14章 補則

(定款施行)

第57条 この定款施行に必要な定款施行細則・規程等は、理事会において定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は 島田 眞路 とし、副理事長は 塩原 哲夫 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第13条から第14条と同じの方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。